

統計委員会の所掌事務

統計委員会は、総務大臣、内閣総理大臣又は関係行政機関の長の諮問に基づき、以下の事務を行うこととされている。(明記されているもの以外は新統計法に基づく)

【平成 19 年 10 月 1 日以降】

新統計法一部施行に基づく事務

- 公的統計の整備に関する基本的な計画の案の調査審議(第四条第四項)

旧統計法に関わる経過措置に基づく事務(全面施行後は廃止)

- 指定統計の指定の調査審議(統計法施行令第一条)
- 指定統計調査の承認の調査審議(統計法施行令第一条の三)
- 産業分類の設定に関する調査審議(統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令第二条第三項)
- 統計報告の徴集の承認の調査審議(統計報告調整法施行令第一条の二)

【平成 21 年春(予定)以降】

新統計法全面施行に伴い追加される事務

- 国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議(第六条第二項)
- 基幹統計の指定の調査審議(第七条第一項)
- 基幹統計調査の承認の調査審議(第九条第四項)
- 基幹統計調査の変更又は中止の承認の調査審議(第十一条第二項)
- 基幹統計調査に関する措置要求の調査審議(第十二条第二項)
- 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法の改善に関する意見表明の調査審議(第二十六条第三項)
- 統計基準の設定に関する調査審議(第二十八条第二項)
- 基幹統計作成機関に対する協力要請に関する調査審議(第三十一条第二項)
- 匿名データの匿名性の確保に関する調査審議(第三十五条第二項)
- 施行状況の報告に関する調査審議(第五十五条第三項)

(注) を付した事務については、全面施行前においても、準備のための行為をすることができる。(附則第三条)